

岐阜県公報

号外(七) 令和八年四月一日

目次

規則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 一

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) 一

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課) 二

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課) 三

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (県民生活課) 三

訓令 甲

規則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第五十三号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
第十条中「(県事務所の所管区域にあつては、県事務所長)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第五十四号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年岐阜県規則第七十九号)

の一部を次のように改正する。
第十三条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十五号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「岐阜地域環境室又は県事務所」を「県事務所又は岐阜地域環境事務所（以下「県事務所等」という。）」に改める。

第十九条第二号、第二十条第二項第二号、第二十一条第二項第二号、第二十二條第二号及び第二十四条第二号中「岐阜地域環境室又は県事務所」を「県事務所等」に改める。

第二十六条中「計画地が県事務所の所管区域に所在する場合にあつては、当該」を削り、「県事務所長」の下に「又は岐阜地域環境事務所長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十六号

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公害防止条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

附 則

第四条第一項中「県事務所長」を「県事務所長、岐阜地域環境事務所の所管区域にあつては岐阜地域環境事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十七号

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則（平成十二年岐阜県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「県事務所長」を「県事務所長、岐阜地域環境事務所の所管区域にあつては岐阜地域環境事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十八号

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県温泉法施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「省令」を削り、「県事務所長を経由して提出することができる

る」を「県事務所の所管区域にあつては県事務所に、岐阜地域環境事務所の所管区域にあつては岐阜地域環境事務所長に提出するものとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十九号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則（昭和五十年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号、第二十九条第二項第一号及び第三十一条第二項第二号中「消費生活対策監」を「管理調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「秘書広報統括監」を「知事公室長」に改める。

別表第二中「総務部人事課長」を「知事公室人事課長」に、「総合企画部市町村課長」

を「総合企画部市町村課長」に改め、「環境エネルギー生活部統計課長」を削る。

「総合企画部統計課長」

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社